

# 答 申 書

令和7年度  
綾川町特別職報酬等審議会



令和7年12月3日

綾川町長 前田 武俊 殿

綾川町特別職報酬等審議会  
会長 碓石 眞己  
( 公 印 省 略 )

答 申 書

令和7年11月11日、貴職より諮問のあった

- 1 町長、副町長、教育長の給料及び期末手当の額について  
議会の議長、副議長、議員の報酬及び期末手当の額について
  - 2 政務活動費について
- 次のとおり答申いたします。

1. 答 申

- 1 ①町長、副町長、教育長の給料及び期末手当の額について

給料

町長 819,000 円

副町長 610,000 円

教育長 566,000 円

期末手当

年間支給月数 2.875 月

- ②議長、副議長、議員の報酬及び期末手当の額について

報酬

議長 379,000 円

副議長 330,000 円

議員 310,000 円

期末手当

年間支給月数 2.875 月

## 2 議員の政務活動費について

年間 120,000 円

### 2. 審議経過

令和7年11月26日、本審議会は、1町長、副町長、教育長の給料及び期末手当について及び、議長、副議長、議員の報酬及び期末手当について 2議員の政務活動費について審議会を開催した。

審議会では、事務局からの、県内外条例、県内各市町や全国類似団体の状況資料等の説明に基づき、委員それぞれの立場から、住民各層の代表であることを深く認識し、慎重に審議を行った。

#### 1 ①町長、副町長、教育長の給料及び期末手当について

町長等特別職の給料について、中四国類似団体の年間収入平均と比べて町長は26万円余、副町長は114万円余、教育長は123万円余低い。また県内類似団体の三木町と比べても町長は23万円余、副町長は45万円余、教育長は129万円余低いものとなっており、平成18年の合併時前より給料の改定は行っていない。

審議会委員からは、期末手当の基本額加算率が他の市町に比して大きい、人事院勧告の率に準じて改定した際の改定差が分かりづらく、町民にとっての分かりやすさという観点も踏まえると期末手当の率に一元化したほうが良い、と言った意見や、類似団体及び県内市町の動向や社会経済情勢、町政執行の責任者として困難度の増大など総合的に勘案すると増額改定が妥当である、と言った意見があった。

平成18年度以降の人事院勧告月例給改定率を考えると、給料改定の必要性は認められるが、県内自治体の状況、特に県内類似団体との均衡を考慮した上での給料の引上げが適当であり、期末手当については、人事院勧告に準じた引上げが適当であるとの意見で一致した。

#### 2 ②議長、副議長、議員の報酬及び期末手当について

議長等の議員報酬については、県内5町の年間収入平均を比べて6万円余少ない状況となっており、定例会参集時の費用弁償については廃止を予定している。また議員報酬は特別職と同様20年以上据え置かれてきており、前回の審議会では報酬引上げの方向性が示されているところである。

審議会委員からは、報酬の引上げを行うなら費用弁償の廃止は必須である、と言った意見があった。廃止する費用弁償分と合わせて年間10万円の増額で

あれば社会経済情勢や住民代表機関としての機能維持、多様な人材の参画確保という意味で適当であると考え、期末手当については、人事院勧告に準じた引上げが適当であるとの意見で一致した。

## 2 政務活動費について

香川県内で政務活動費を交付している町は3町あり、その中では低い方であることから、先進地の実務を直接学ぶ視察により政策の実効性を高める必要がある。

審議会委員からは、充実した活動をするにあたって現状の金額では不足するのではないかと、と言った意見があった。昨今の交通費の高騰に対応する必要があり、増額改定することが適当であるという意見で一致した。

## 3 おわりに

本答申は、町長等特別職については、それぞれの職責や県内及び近県類似団体の状況、また社会経済情勢や一般職の給与改定の状況等を踏まえ、慎重に審議した結果である。議員の報酬及び政務活動費については、本来いかなる水準にあるべきものかを議論し、また議員定数の減を踏まえての結果であり、審議会としては、本答申に基づく対応がなされることを望むものである。

今回増額改定の答申となったが、報酬等の額については職務・職責に応じた適切なものとなっているか常に検証が必要であり、今後も適宜審議会を開催し、必要な検証と審議を行うべきである。

綾川町特別職報酬等審議会委員

職 名	氏 名
会 長	碓 石 眞 己
会長職務代理	川 田 喜 義
委 員	川 西 章 弘
委 員	増 田 美 保
委 員	松 井 輝 善
委 員	三 好 清 子
委 員	村 瀬 秀 則